「歴史から見るラテンアメリカのかたちーその３ ： 独立しても実現しなかった啓蒙思想」

渡邉利夫*

はじめに

ラテンアメリカ諸国の独立は 19 世紀初めであった。それからラテンアメリカは近代史に入る。独立の契機となったのは、1808 年 3 月スペインでナポレオン軍がマドリッドに入城し、カルロス四世(治 1788-08)とその長子のフェルナンド七世(治 1808 および 1813-33)が譲位させられたことである。その時スペインの民衆は「中央評議会(Junta Central)」の下で抵抗運動を行うが、1810 年 1 月それを引き継ぐ形で誕生した「摂政政府」が、人民を代表していないとして、植民地側はその合法性に疑問をもち、カラカス(ベネズエラ、1810 年 4 月)、ブエノス・アイレス(アルゼンチン、同 5 月)、ボゴタ(コロンビア、同 7 月)、サンチアゴ(チリ、同 9 月)、キト(エクアドル、同 9 月)などで「政務委員会(Junta)」を樹立し独立運動を始めた。メキシコでは 1810 年 9 月司祭のミゲル・イダルゴ(1753-1811)が先住民に向けてスペイン人に対する反乱を呼び掛けた。1810 年 9 月に開催された「カディス議会」は、植民地にとって不公平な議員数の配分、自治などの要求を認めなかったばかりか、フェルナンド七世が絶対王政を復活すると(1813 年)、「カディス議会」と制定したばかりの憲法を無効とし、「ヌエバ・グラナダ副王領」に王党軍を派遣し、失地回復を図ろうとしたことから、植民地側はスペイン本国に対する幻滅と反発をますます深め、独立運動を本格化させた。他方ブラジルの場合は 1807 年ナポレオンによるポルトガル侵攻が独立の発端になった。その時国王の一族はブラジルに避難した。英軍の助けで本国を取り戻すと、ジョアン六世

---

* ラテンアメリカ・カリブ研究所上級研究員。1970 年外務省入省、スペインを皮切りにブラジルを含む中南米各国で勤務後、2010 年から 12 年まで在ボリビア日本国大使。1986 年ジョンズ・ホプキンス高等国際問題大学院(SAIS)留学。退官後南山大学などで非常勤講師。本稿で示された見解は著者個人のものであり、ラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。正確を期したが、誤りがあれば筆者の責に帰す。本稿は不定期での連載である。

(治 1816-1826)はリスボンに戻ってブラジルを再植民地化しようとしたので、残っていたペドロ王子が 1822 年独立を宣言した。ブラガンサ王朝から“分離”するという形の新帝国の誕生である。

ところで日本の高等学校の世界史の教科書は、こうして始まったイスパノアメリカの独立をどのように解釈しているのか。それはアメリカ合衆国の独立革命やフランス革命につづく「環大西洋革命」の一環であり、植民地生まれのスペイン人、クリオーリョがヨーロッパの啓蒙主義思想の影響下、ナショナリズムを背景に独立運動を始めて建国したととらえている。本論稿はこのような表現について改めて考えることを目的としている。

1. 独立前のイスパノアメリカ

保守主義の中にあった独立までの植民地

植民地時代イスパノアメリカでは、「新大陸」の在来文化との融合が進むものの、キリスト教とスペイン文化が公式なものとされ、本国から文物が輸入され、ヨーロッパ文明の移植が進められた。植民地には、1538 年最初の大学であるサント・トマス・デ・アキノ大学がサント・ドミンゴ(ドミニカ共和国)に創設され、1551 年にはリマ(ペルー)のサン・マルコス大学およびメキシコ大学が創設されるなど、約 20 の大学が設立された。ポルトガル領ブラジルで大学ができたのは独立後のことである。大学は主にクリオーリョのためのものであったが、修道士は布教の目的もあってメスティソ(先住民との混血)や先住民のために学校を作った。スペインで『インカ皇統紀』(1609 年刊)を書いたガルシラソ・デ・ラ・ベガ(1539-1616)などの先住民系の知識人も生まれた。このようにスペインが早くから学問を奨励していたのは注目されてよい。

もっとも植民地で学問に向かう姿勢は、独創性に欠け、「新機軸を開いたりすることよりもむしろ、かぎられたテーマにますます関心を払い、記憶し、言辞を弄することに主眼がおかれた」(ギブソン p.140)。「発見につづく最初の世紀にアメリカで書かれた作品では簡潔と説明を目指し、実際の出来事と人々の業績」をテーマとしていた(ギブソン p.141)。それでも 17 世紀になると優れた作家も現れるようになり、本国人の価値観に対する批判的な作品も現れた。ヨーロッパの「バロック」文化が植民地にも伝わったが、ヨーロッパの思想や運動のような自由主義的傾向はなかった。それは王の発する布令や宗教裁判所の政策によって沈黙を強いられたからで、概して社会一般の関心は形式主義であった。というのもスペインという国が植民地体制の根幹にあったからである。社会は階級が固定化し保守的な傾向が強かった。それでも植民地時代末期になると、啓蒙思想の兆候を求める人が出るには出た。だが、当局は変化と名のつくものすべてに疑惑の目をむけ、「革新を避けよ」というのが、独立前夜までの思想傾向であった(ギブソン p.143)。

イスパノアメリカがこのような封建主義的環境にあった中で、北米は、植民が始まる当初から住民に「イギリス臣民の自由」、地方自治、代表制議会(代議会)が認められるなど(名古 pp.29-32)、はるかに自由民主的な社会であった。イスパノアメリカと比べると保守的傾向

が強くなかった。そのような状況の中で独立運動は、「七年戦争」(1756-1763)後のイギリスの統制強化と課税問題をきっかけに、人間生得の自然権を根拠とする「アメリカ人としての自由」を求めて始まったもので(名古 pp.43-44)、本国から別れる“分離”運動であったと言える。

クリオーリョの不満

ここで独立運動の背景になったクリオーリョの持っていた不満について説明する。植民地ではペニンスラールと呼ばれた本国からきたスペイン人とクリオーリョの間で対立があった。スペイン王朝は、植民を始めた当初より「新大陸」が地理的に遠いことから目が届かず、勝手なことをするのではないかとの懸念を持ち、行政や教会のハイランクのポストには本国人を就けた。ペニンスラールと呼ばれるのは一代限りである。彼らは、自分たちの方が人間的にクリオーリョよりも上であると自負していた。そこでクリオーリョは本国出身ということだけで特権意識をひけらかすペニンスラールに対し反感を持ち、陰で蔑称のガチュピンとか、チャペトンとか呼んでいた。

クリオーリョは、カトリック教会、スペインの君主、植民地統治を受け入れていたものの、官僚の腐敗、自由な通商の禁止、過度な鉱業重視の姿勢、製造業の発展の禁止などに不満を持っていた(ギブソン p.193)。1800 年と翌年の王令によって本国の産業を害するような工場を植民地に作ることを禁止さえした(Lynch p.19)。クリオーリョは土地を所有したり、商いで蓄財をしたりした。また金で「アウディエンシア」という行政機関の下位のポストを買い、社会的ステータスの上昇を試みた。ところが 1750 年スペインの財務相エンセナダ侯爵が中央集権化を進めるために、クリオーリョの政治的進出を制限し、行政と教会のポストにペニンスラールを多く任命するようになると、行政組織や教会の中での栄達が限られ、スペインに対する不満を一層募らせた。また有産階級や教会は寄付を求められ、特に巨額の資本と資産を蓄積していたメキシコでは、半ば強制的な寄付に、強い反感を持った。もちろんこの金は植民地のためには使われることはなかった(Lynch p.12)。

18 世紀後半の 1765 年から 1789 年にかけてスペインの玄関口カディス港に加えて 13 港と植民地の 21 港との間で貿易、植民地間の通商が認められるが、それは植民地側が一次産品を輸出し、工業製品を輸入することを目的とした制限付きの貿易であった。スペイン経済を利することを目的とするものであった。植民地の商人達はスペイン以外の国ともっと自由に輸出貿易したかった。もっともこの政策は工業製品の太宗がカディス港を経由する外国製品であったことからそれほどスペインを利するものではなかった(ギブソン p.228)。1793 年スペインはフランス革命軍の侵攻を受けるが、1796 年 8 月サン・イルデフォンソ条約によってフランスとの同盟が成ると、スペインは英国と戦争になった。翌年カディス港が封鎖されて植民地との海上交通ができなくなると、困ったスペインは翌年 11 月米国など中立国との貿易を植民地に認めた。すると植民地の貿易額が伸び、また制海権を持つ英国との通商が盛んになり、スペインの存在感はますます薄くなった。概して植民地側は増税や母国スペインのことで相談にあずかることもなく、ただ不利益な扱いに甘んずるより仕方がな

かったのである。

先住民の反乱

科学的探検を敢行した自然学者のアレクサンダー・フォン・フンボルト(1769-1859)によると、植民地時代末期の「ベネズエラ総督領」の人口 82 万のうち、白人は 20 万、先住民は 12 万、混血 40 万、黒人 10 万で(神代 p.37)、非白人系の住民の方が多かった。また「ヌエバ・エスパニャ副王領」でも人口 680 万のうち 370 万以上が先住民で(フンボルト p.281)、メソアメリカ、アンデス地域でも先住民が多数を占めていた。「ペルー副王領」では 111 万人の人口(1795 年)のうち、白人は 12 パーセントを占めるだけで、先住民は 58 パーセントもいた(Lynch p.31)。そうした中で、18 世紀後半ブルボン王朝は、植民地に「インテンデンテ」(地方の官吏)を派遣し(1784 年ペルー、1786 年メキシコ)中央集権化を進めた。国庫収入を増やすために、彼らを使ってタバコ、酒、火薬、塩などにも国家の独占を広げた。また「アルカバラ」と呼ばれた消費税を様々な商品にかけ、時には 4 パーセントから 6 パーセントに引き上げた。過重な課税、「レパルティミエント」とよばれる強制的な品物の押し付け販売、「ミタ」と呼ばれる鉱山での過酷な強制労働によって彼らは不満を強めた。

独占的なギブスコア会社に対する敵意が原因になってカラカスの大暴動(1749-52)、キトの反乱(1765)、ペルーのトゥパック・アマルの乱(1780-82)、ボリビアのトマス・カタリの乱(1781)、「ヌエバ・グラナダ副王領」のソコロで「コムネロス」(注 1)の反乱(1781)が起きた。メキシコでもクリオーリョと先住民の亀裂は大きかった。これらの乱は民衆暴動で独立運動とは異なる。そのよい例が、ホセ・ガブリエル・トゥパック・アマル(1738?-1781)の反乱で、彼は布告の中で、仲間に対し「paisanos とか compatriotas(土地の仲間よ)」と呼びかけた(歴史学研究会 pp.102-103)。彼は布告で独立に触れていない。他方 1806 年 8 月ベネズエラの独立の先駆者であるミランダが、ベネズエラを解放するためにラ・ベラ・デ・コロに 2 回目の遠征を行った際、彼は住民の決起を求めて“conciudadano(公民・市民)よ”と呼びかけた。トゥパック・アマルと違って啓蒙思想の洗礼を受けた彼には主権在民、自由という認識が既にあったのであろう。なお反乱の中で唯一 1795 年にハイチの独立運動に触発されてベネズエラのコロの町で二人の自由黒人(注 2)が起こした乱は、奴隷解放と共和制の樹立を目指したものであった。

これらの反乱では、いずれもクリオーリョ層が体制側についたことから結局収束に向かうことになる。クリオーリョ層が体制側についたのは、日頃ペニンスラールが自分達を守ってくれるかどうか疑念を抱いていた中で、先住民、黒人の反乱勃発で自分達の利益が損なわれることがわかったからである。先住民、メスティソ、黒人の人口の方がはるかに多く、反乱が起こった場合頼りになるのは植民地体制であった。つまり彼らは黒人や先住民の反乱にも配慮しないといけないという問題を抱えていた。それはインディアンが駆逐されてしまったアメリカ合衆国の独立にはない悩みであった。

(注 1) 叛乱を起こした人々が「コムニダー」、つまりコミュニティ(共同組織)を作ったので、「コムネロス」(共同組織の人々)の乱と呼ばれた。

（注 2） この二人は、ホセ・レナルド・チリーノとホセ・カリダ・ゴンサレスで、カリブ海を周遊し、フランスの思想やハイチの独立運動を学び、フランスの法、共和制、アルカバラ税の廃止などを要求した。

クリオーリョの“アメリカ人”としての意識

植民地時代末期には、クリオーリョの数がペニンスラールをはるかに上回るようになっていた。フンボルトによれば、1800 年頃イスパノアメリカの人口が 1690 万人で、その内白人が 320 万人であった。その中でペニンスラールは 3 万人、せいぜい 4 万人に届くかどうかというレベルで、クリオーリョの数の方がはるかに上回っていた。もちろんそれよりもはるかに多いのが先住民、混血、黒人であった。植民地の経済の発展も著しかった。それにもかかわらず、クリオーリョは、「よそ者」のように不当な扱いを受けているとして不満を持っていた(Lynch pp.26-27)。そこからスペインとは祖国を異にする“アメリカ人”としての意識が芽生えることになる。この“アメリカ人”というイスパノアメリカ社会の兄弟意識は、交通困難、地理的多様性にもかかわらず、「新大陸」が同じスペインの植民地であったことから生まれたものである。独立直前の 1803-04 年、「ヌエバ・エスパニャ副王領」を旅したフンボルトは、「地元民はクリオーリョという名称よりもアメリカ人という方を好む」と書いているが、その傾向はアメリカ独立革命の講和条約以来一層強まったとのことである(歴史学研究会 p.197)。この“アメリカ人”主義は、一種のナショナリズムの萌芽といえるものであるが、ヨーロッパからきた啓蒙主義の影響力よりも大きかったものの、多分に政治的ナショナリズムというよりは文化的意味で使われていた。ラテンアメリカで政治的ナショナリズムが生まれるのは独立国家になった後のことである(Davis p.40)。

2. ヨーロッパから「新大陸」に打ち寄せる啓蒙主義の波

18 世紀は啓蒙思想の時代

17-18 世紀ヨーロッパでは、経済・産業の発展、生活環境の改善に伴う人口の増加、自然科学の発達、産業革命などにより社会変動が起こっていた。そうした時には、新しい状況にあわせた発展や幸福を求める価値観、新しい思想が必要となる。その新しい思想がイギリス、フランスで開花、発展した啓蒙主義である。18 世紀フランスの啓蒙主義者フィロゾフは、近代思想の父と呼ばれるデカルト(1596-1650)以来の理性による思考の普遍性と不変性を信じ、キリスト教のくびきからの解放を主張し、ジョン・ロック(1632-1704)の経験に基づく知識と科学を頼りに、人と社会の発展を信じた。非合理的なアンシャン・レジームと絶対王政、教会を批判して、大衆を啓発、啓蒙化しようとして、社会の変革を促した。ドニ・ディドロ(1713-1784)がイエズス会などから妨害をうけながらも 1772 年に新しい知識を載せて発刊した『百科全書』は社会の啓蒙に役立った。

政治思想としては、貴族が特権を享受しているような社会を批判して、ジャン・ジャック・ルソー(1712-1778)が生まれながらに持つ自明の理である自然権としての自由と平等、人民主権、民主主義、またモンテスキュー(1689-1755)が『法の精神』で執行権を持つ政府、人民の意思を代表する議会、公正な司法が相互けん制し合う三権分立(すなわち分離)、君主政

を選ぶにせよ、共和政にせよ、市民の権利を守るために、法の支配という立憲主義を提唱した。そして彼らはこの原則の下で近代的な国家と社会を築こうとした。この啓蒙思想はフランスで行商人などの伝達者や下級聖職者を通じ民衆の中に浸透し、革命的精神が醸成され、フランス革命へとつながっていく。そして 1789 年フランス革命が始まる頃には自分の役目は終わったかとばかりに、主な啓蒙思想家は社会から退場していった。しかしこの時代に生まれた色々な政治原理は今日でも重要な原則なっている。

イスパノアメリカに浸透し始めた啓蒙思想

18 世紀にフランスで啓蒙思想が風靡する中で、上記の通りイスパノアメリカは依然として保守主義の中にあった。スペインは教会を通じ書籍一般の輸入、流通および使用を検閲した。王制や法律に対する敬意やカトリックの教義に反する書籍を出すことは処罰の対象になった。それでもラテンアメリカはヨーロッパの文明圏にあったことから、啓蒙思想は教育を一手に握っていた修道会や大学、ヨーロッパに渡った上流階級の人によって植民地に入ってきた。

最初に啓蒙思想の影響を受けたのは知識人たちであった。クリオーリョ出身の元イエズス会員で、カルロス三世(治 1716-1788)によってペルーから追放され、イタリア、ロンドンなどに住み、『イスパノアメリカ人への手紙』を書いたフアン・パブロ・ビスカルド・イ・グスマン(1748-1798)、ベネズエラ独立の「先駆者」でアメリカ合衆国の独立戦争に従軍し、1806 年ベネズエラ遠征を試みて失敗するなど、パリの凱旋門にその名が刻まれているフランシスコ・デ・ミランダ(1750-1816)、「ラテンアメリカ独立の父」とか「解放者」とか呼ばれたシモン・ボリーバル(1783-1830)、メキシコで独立ののろしを掲げたドローレス村の教区司祭ミゲル・イダルゴ(1753-1811)、「ヌエバ・グラナダ副王領」の裕福な家庭の生まれで、フランスの『人権宣言』をスペイン語に翻訳し配布したアントニオ・ナリーニョ(1765-1823)(注)らである。これらの解放者の中でも傑出した存在はシモン・ボリーバルで、彼は軍人であるだけでなく、1819 年の「アンゴストゥラ憲法」および 1826 年のボリビア憲法を起草するなど政治家であり思想家であり、独立の英雄である。

（注） 1794 年アントニオ・ナリーニョは、人心を乱す『人権宣言』の翻訳をしたかどで投獄され、財産を没収され、囚人としてスペインに送られた(サラス p.263)。いかに当局が神経質であったかを伺わせるものである。もっとも彼は 1821 年にシモン・ボリーバルの下で副大統領になった。

しかしこの時代イスパノアメリカの啓蒙主義は、文盲率が高く、社会構造が専制的であつたため、一般民衆にまで届かず(ギブソン p.193)、社会全体として革命、独立を起こすようなエネルギーをもたなかった。ヨーロッパの啓蒙主義者たちは、南アメリカ大陸が黄金郷で、先住民を文明社会の習慣・習俗とは縁のない「善良な未開人」のイメージでとらえており、彼らにとってアメリカの独立は政治的テーマでなかった。当時スペインでは伝統的に地方性が強く、経済的にイギリス、フランスの後塵を拝していたことから、中央集権化を強めようとしており(アスティゲタ No. 34、p.78)、この国の啓蒙思想は、“全ては民衆のために、しかし民衆の参加なしに”という言葉が示すように(アスティゲタ No.35、p.60)、中央集権

体制を強化するためのものであった。専制的な君主政という体制を前提にして、フランシス・ベーコン(1561-1626)以来の経験主義、近代化、新しい自然科学、無知に対する科学技術の勝利、進歩のためのイデオロギーといった意味で啓蒙主義を理解していた(Lynch p.42)。従ってその植民地であるイスパノアメリカでは、スペインのブルボン王朝への信頼や伝統的なキリスト教信仰の封建的な考えが主流であった。そこで啓蒙思想は、国民を啓蒙し、彼らを革命(この場合は独立)の火をともすものではなかった。クリオーリョ層の政治意識の変化もそれほど進んでおらず、啓蒙主義が植民地に大きな影響をもたらすのは、独立運動が始まってからである(Davis p.35)。

3. 独立戦争勃発の経緯

ナポレオンがイベリア半島に侵攻

イスパノアメリカの独立のきっかけは、啓蒙思想やアメリカ合衆国の独立、フランス革命による植民地人の政治意識の高まりではなかった。フランス革命の勃発から 1810 年に独立運動が始まるまで約 20 年のタイムラグがある。それでは独立の直接の契機になったのは何か。それは 1799 年にブルジョワジーの経済的利害を重視するナポレオン(1769-1821)が第一統領になり(1802 年終身統領、04 年世襲皇帝)、フランス工業の保護・育成をするために、自国製品のための大陸市場の確保とイギリス商品が大陸へと入ってくることを阻止しようとして、1806 年 11 月「ベルリン勅令」を発して大陸封鎖を命じたことにある。ナポレオンは 1805 年、「トラファルガーの海戦」で艦隊の大半を失ったことからイギリスへ侵攻できなかった。その封鎖の破れをふさぐために、長年イギリスと友好関係にあるポルトガルを 1807 年 10 月に攻め、スペインを支配下におこうとして、イベリア半島に留まっていたミュラ軍を使って 1808 年 3 月マドリッドを占領した。その後フェルナンド七世を退位させ、カルロス四世に王位を返還させた後、1808 年 6 月、兄をホセ一世(治 1808-1813)としてスペイン王に据えたのが契機となった。ブルボン王朝が途絶え、イスパノアメリカは植民地体制のよって立つ幹を突如失ったのである。

蜂起する植民地人

この事態にスペインの民衆は「中央評議会」の下で抵抗運動を始めるが、植民地のクリオーリョはその動きに一喜一憂した。「中央評議会」は次第にスペイン南部のカディス港に追い詰められていく。イスパノアメリカで最初に独立につながる運動が始まったのは、1809 年 8 月エクアドルのキトであった。当初は植民地の人々もフェルナンド七世に対する忠誠を示したが、次第に独立と傾いていく。1810 年 1 月「中央評議会」が「摂政政府」になると、日頃からスペイン統治に不満を募らせていたクリオーリョは、その成立の経緯がおかしいと異を唱えて(注)各地で「政務委員会」を立ち上げた。同時期に各地でバラバラに「政務委員会」ができたのは、後にイスパノアメリカが複数の国として誕生するのを予感させるものであった。主要な独立運動の拠点になったのは「ヌエバ・エスパニャ副王領」と「ベネズエラ軍事総監領」のカラカス、「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」のブエノス・アイレスであ

った。南米大陸では、独立軍がカラカスとブエノス・アイレスからスペイン植民地体制の牙城である「ペルー副王領」へと攻め上る形で進んだ。

（注） 国王が譲位すると、主権は共同体に返されるというのが古来スペインの伝統であった。ナポレオンが侵攻した時この思想から民衆が設立した「中央評議会」が抵抗の拠点となったが、それがナポレオン軍に追い詰められてカディスに逃れ、そこで権力を引き継いだ「摂政政府」は、人民によって選らばれたものではなかったことから、その合法性に疑問が残った。

まず南米北部の独立運動の拠点になったカラカスであるが、この地域は貴金属を産出しなかったために長くスペイン本国からみて辺境の地であった。それでも 18 世紀にカカオとタバコ、コーヒー、砂糖、綿花生産などで繁栄するようになり、1777 年に「ベネズエラ軍事総監領」となった。カリブ海の英国、フランス、オランダ領に近いこともあってヨーロッパの文化的影響を受けた。ベネズエラ独立の「先駆者」と呼ばれるフランシスコ・ミランダは、アメリカ合衆国の独立戦争に参加した経験を持ち、1806 年 4 月プエルト・カベ―リョに侵攻したが、撃退された。「摂政政府」が樹立されると、カラカス市の有力者たちはその権威を認めず、1810 年 4 月、ナポレオン寄りの軍事総監を追い出し、「ベネズエラ諸州でフェルナンド七世の権利を守る最高評議会」を設置した。「カディス議会」が植民地からも代表を送るようにとの通知が届くと、カラカスの大聖堂で開かれた「国民議会」はミランダ等急進派の「愛国者協会」の声に押されて、1811 年 7 月独立を正式に宣言し、12 月にはイスパノアメリカで初の「ベネズエラ諸州連邦憲法」を制定した。しかしフェルナンド七世の復位とともに王党派が勢いを増し、この最初の「ベネズエラアメリカ連邦」も 1 年余しか続かなかった。その後は 1813 年 8 月カラカスを取り戻したシモン・ボリーバル将軍が中心になって南米北部、ペルー、ボリビアの解放闘争が進められる。

次にアルゼンチンのブエノス・アイレスの動きだが、ここも遅れた地域であった。しかし 17 世紀からボリビアからの銀とヨーロッパとの密貿易で栄えるようになる。18 世紀半ばからは大草原地帯パンパで牛皮が生産された。その結果 1776 年「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」が創設された。まだ独立運動が始まる前のことであったが、1806 年 6 月イギリスの南アフリカ遠征軍がブエノス・アイレスに侵攻するという事件を起こした。その時はソブレモンテ副王(治 1804-1807)が内陸に逃れたのに対し、サンティアゴ・デ・リニエルス(1753-1810)に率いられたクリオーリョたちが英国軍を撃退し、住民に大きな自信を与えることになった。1810 年 5 月スペインで「中央評議会」から「摂政政府」に代わったとの報を受けると、人民によって選出されていない「摂政政府」を認知しない立場をとった。市の有力者達は「公開市参事会」を開催し、「フェルナンド七世の名においてリオ・デ・ラ・プラタを統治する臨時評議会」と呼ばれる「政務委員会」を樹立し、シスネロス副王(治 1809-1810)を辞任させた(「五月革命」)。もっとも「フェルナンド七世の名において」という言葉は、すぐに削除されることになる。その後ホセ・デ・サン・マルティン将軍(1778-1850)が独立戦争の中心になり、南米南部、チリと「ペルー副王領」を解放する。アルゼンチンは 1816 年 7 月 9 日、トゥクマン市で独立宣言を発し、1819 年 4 月「南アメリカ諸州連邦憲法」を

制定した。「リオ・デ・ラ・プラタ副王領」は地域間の対立から全地域が一つの国としてまとまることができず、その後南アメリカ諸州連邦(アルゼンチンのこと)、パラグアイ、ウルグアイの 3 カ国になる。

これに対しメキシコの独立の経緯は少し様相が異なる。1808 年 3 月フェルナンド七世が退位させられ、6 月その一報が「ヌエバ・エスパニャ副王領」に届いても、開かれた「市参事会」はフェルナンド七世に対する忠誠を誓うだけに終わった。そうした中で中部グアナファト地方のドローレス村の司祭ミゲル・イダルゴ(1753-1811)が独立の謀議が露見したとの知らせを受け、1810 年 9 月 16 日、急遽独立を呼び掛ける「ドローレスの叫び」をあげた。その時司祭は、副王領の高官たちが王国を無神論のフランスに売り渡そうとしているとか、自分の利益しか考えず、邪悪なガチュピン(スペイン人の蔑称)の支配を終わらせ、自分たちの議会を立ち上げようと叫んだ。彼に率いられた烏合の農民らの軍はメキシコ市に向け進軍したが、規律が乱れ、やがて副王軍によって鎮圧されることになる。彼がミチョアカン州の首府バリャドリ(現在のモレリア)でサン・ニコラス学校の総長を務めた時学生であったホセ・マリア・モレロス(1765-1815)がその後を引き継ぎ、南部でゲリラ戦を続けた。そして 1813 年 11 月「国民議会」が「北アメリカ独立宣言」を採択し、1814 年 10 月「アパチンガン憲法」を公布するが、彼も副王軍によって捕らえられ 1815 年 12 月銃殺されることになる。最終的にメキシコが独立するのは、クリオーリョ層が自治を求めたにもかかわらず、本国の認めるところとならず、副王軍の大佐アグスティン・デ・イトゥルビデ(1783-1824)が 1821 年 2 月「イグアラ計画」を発表し、同年 9 月 28 日独立を宣言した時で、クリオーリョ層が独立に舵を切ってからである。これ以上の詳しい独立戦争の経緯については、この論稿の趣旨に反するので、詳しくは述べない([渡邉 2021]を参照)。

独立運動をまとめると

こうした植民地の独立に向けての蜂起とその後の経緯をみてみると、次のことがわかる。①クリオーリョがスペインに対する不満を高める中で、ナポレオン軍のスペイン侵攻によってスペイン国王が譲位させられるという政治変動がきっかけになったこと、②エクアドルでは 1809 年 8 月に地域の統合自立を目指す「最高政務委員会」が樹立されたが、独立運動がカラカス、ブエノス・アイレスで始まるのは、「摂政政府」の設立された 1810 年であること、③もう少し詳しく述べると、スペインに国王が不在になった場合、権力は国王から「共同体」に返されるという伝統があり(中川 pp.78-79)(このことは暗にフェルナンド七世が復位すれば王政、すなわち植民地体制に戻ることを意味する)、植民地側は「摂政政府」が人民を代表していないとみて、「政務委員会」を立ち上げたこと、④(先住民に近かった司祭のイダルゴ、モレロスが独立に向けて反乱を起こしたメキシコのケースを除いて)独立運動はクリオーリョが主体になって進められたこと、⑤本格的な独立戦争になったのは「カディス議会」で植民地からの代議員数が不当に差別され、自治も認めてもらえず、1814 年フェルナンド七世がスペインに戻って 5 月王令で「カディス議会」と 1812 年憲法を無効とし、軍を使って「新大陸」に植民地体制の復活を図ろうとしたことにある。

独立によってイスパノアメリカは 9 カ国に

イスパノアメリカは、独立後「現有状態維持の原則(uti possidetis juris)」により植民地時代の副王領、総督領、長官領などの行政区をベースに国境線が引かれて、9 カ国になった。メキシコ、中米連邦共和国(1838 年に瓦解し始め、1841 年までに 5 カ国となる)、グラン・コロンビア(1829 年ベネズエラ議会が分離を決議したのを契機にコロンビア、エクアドルの 3 カ国になり、1903 年パナマが独立)、ペルー、ボリビア、チリ、南アメリカ諸州連邦、ウルグアイ、パラグアイである。こうしてイスパノアメリカは一つの国として誕生しなかった。植民地時代ですら多数の行政区の形で統治されており、もともと連邦・連合、政治同盟というシモン・ボリーバルの夢を実現するのは難しかった。それは、ラテンアメリカが広大で、人種、文化など各地域の事情が大きく異なっていたことによる。

ちなみにラテンアメリカ地域では、ポルトガルの植民地がブラジル帝国、フランスの植民地がハイチになった。ハイチは革命のあったフランスの植民地であったことからラテンアメリカで最初の独立国になった。カリブ海ではキューバとプエルト・リコは 19 世紀末までスペインの植民地のままであった。小さな島々と南米北海岸はイギリス、フランス、オランダなどの植民地として残った。

4. 啓蒙思想に基づいて建国

多難な新国家建設

植民地体制の崩壊後の各国に共通して言えることは、イスパノアメリカでスペインによる中央集権体制がなくなって、クリオーリョ層が中心となって国創りを始めたことである。ところがクリオーリョが始めたこの国創りは決して容易な仕事ではなかった。植民地時代にスペインが有してきた指導力、正統性、政治的支配力はもはやなかった。地方の割拠、分離主義が強い中で建国が始まった。啓蒙思想は具体的に独立後の新しい国家像を示すものではなかった。旧大陸の啓蒙思想は社会風土の違いから、ラテンアメリカナイズされる必要もあった。

啓蒙主義が明瞭かつ強力な国家形成の牽引力とはならなかったとはいえ、それでも重要な役割を果たしたことは事実である。それは、啓蒙思想家ドルバック(1723-1789)が人民の同意を得ていない君主は退けることができると主張したように(クランストン p.220)、君主に対する抵抗権をラテンアメリカの人々に気付かせ、「絶対的な君主に服従する国民から、為政者を自らの意思で選ぶ国民へ、つまり市民国家への実現へとラテンアメリカを導いた国家主権の概念」を教えたことである(アスティゲタ No.35、p.78)。

共和国として独立

旧大陸では立憲君主体制になった国もあった。しかしイスパノアメリカでは、独立後の政治体制について、サン・マルティン、イダルゴなどは君主制を考えていたが、結局は共和国の形態をとった(但しメキシコでは 1822 年から 1823 年までイトゥルビデ皇帝の帝政)。ブルボン王朝という合法的な行政機構が倒れ、権威の拠り所とする新たな君主もいなかった。

スペインもフェルナンド七世が復位後再植民地しようとしていた中で王子を送ることはなかった。我が国の明治維新の際に、国民の意思を収攬するために、大政の委任を受けた徳川幕府が「国家之御一大事」として朝廷=天皇にまつりごとを奉還し、新政府が、国民の持っている危機意識を乗り越え、新たな統一国家のシンボルとして、人としての徳にもとづいて君主になるべき資格を備え、古代以来神の子孫として万世一系の天皇の権威に頼った(小路田 pp.1 および 19)のとは大分事情が違う。こうした点を踏まえると、イスパノアメリカが共和政になることは自然の成り行きであったとも言える。

国の理念、原理、統治機構の枠組を決めた憲法

まずクリオーリョ達は独立宣言を発し、憲法を制定しようとした。既に封建的思考が通用する時代ではなく、建国にあたって求められたのは、内外に新しい国の国家理念を明確にすることで、そのためには憲法を制定する必要があった。1811 年 12 月ベネズエラで「最高評議会」が召集した議会が制定した「ベネズエラ諸州連邦憲法」にしても、1814 年 10 月「ヌエバ・エスパニャ副王領」でモレロスの「国民議会」が採択した「メキシコアメリカの自由のための憲法(通称アパチンガン憲法)」(実際には未施行)にしても、1819 年 4 月ブエノス・アイレスで開催された議会で採択された「南アメリカ諸州連邦憲法」にしても、スペインからの独立と国家の主権を謳い、主権在民、共和政、三権分立、国民を代表する立法府の設置、立憲主義、自由、平等、財産権など市民の権利の尊重など啓蒙思想の成果を取り入れたものになった。

新憲法の制定には、フランスの「人および市民の権利宣言」(1789 年)、「アメリカ合衆国憲法」(1788 年)、スペインの立憲君主制を定めた自由主義的な 1812 年憲法(いわゆる「カディス憲法」)が強く影響したと言われる(中川/矢谷 p.17)。特にヨーロッパの啓蒙思想や『百科全書』を編集したディドロが自然権の正当な行使として弁護した(クランストン p.189)アメリカ合衆国の独立および同国憲法から多くのことを学んだ(Davis p.36)。そして中央集権体制か連邦制か、米国式の完全な形の三権分立か、中央集権的な国家か分権的な国家か、どこまで行政権を持つ者に強い権限を与えるかなどについては、各国の実態にあわせた政治・統治機構の制度設計が行われた。

もちろんこれらの憲法は平等、公平な政治参加など個々の権利の保障という点で多くの限界を持っていた。また憲法が実効的であったとは言い難い。というのも今日までしばしば憲法の改廃が行われたが、新憲法の制定がクーデタなどで誕生した新政権の合法化の手段として利用されたりしたことにもみられる。こうしたことからアメリカ合衆国憲法を模範に起草された法的規範は、イスパノアメリカでは憲法としての本来の役割を果たさなかったと言ってもいいかもしれない。

5. 独立後の政治経済社会

クリオーリョによる支配体制と残る封建制

イスパノアメリカが独立すると、各国はそれぞれ独自の道を歩み始める。その後の各国の内政を一概に語るのは難しい。そこでこの論稿では、この地域の政治経済社会を描くために主な特徴を指摘するだけに留めたい。

第一に指摘すべきは、独立時に啓蒙思想が民衆―先住民、黒人、混血メスティソ、ムラト、その他あらゆる階層の人々―にまで浸透しておらず、独立運動はスペインの専制統治というアンシャン・レジームに不満を持つ民衆の中から生まれたものではなく、その立役者は飽くまでもクリオーリョであったことである。フランス革命のように商工業の発展とともに成長するブルジョワジーもまだ生まれておらず、民衆は反乱を主導するクリオーリョに命じられて戦い、また指導者につき随い王党派の兵士にもなった。「カディス議会」に植民地を代表して参加したのもクリオーリョである(Davis p.38)。クリオーリョ層は議会を創ったが、民衆の立場や声に耳を傾けなかった。裕福なクリオーリョ出身のシモン・ボリーバルも「白人こそが知的資質を備え」、先住民もスペイン人を「人間ではあれ、人間を超越した存在だとみなし」、「圧倒的な財力、行使される権威、精神の文化」などの優位性によってあがめているという認識を持っていた(歴史学研究会 p.208)。つまり植民地の独立運動は全ての国民が立ち上がった市民革命であったとは言えない。

その結果、独立し憲法で自由、平等を謳ったけれども、フランスの啓蒙思想家たちが念頭においたような国家にはならず、それまでの古い政治経済社会秩序は変わらなかった。重大な変化があったのは、社会階級の最上層部で君臨する権力の所在がスペイン人の間で変わっただけのことである。つまりペニンスラールが追放され、その後釜にクリオーリョが座り、権力を掌握したのである。さまざまな独立宣言や新憲法が発出され、その中で啓蒙思想以来の高邁な原則が謳われたが、それは絵に描いた餅で、クリオーリョがそれを実現するために真剣な努力を払うことはなかった。古いイスパノアメリカの社会は、立憲主義、連邦主義、民主主義などの外来の原則と両立するものではなく、「平等主義の原則が現実の社会生活に影響を及ぼ」すことなどなかった。そして「独立運動後も、植民地の階級制度の両極をなした階級と貧富の懸隔は依然として存続した」(ギブソン p.226)。その中でメキシコのイダルゴが 1810 年 12 月に「イダルゴの布告」で奴隷制を廃止し、未耕地を農民に払い下げることや売上税廃止を公示するなど(中川/矢谷 p.32)、民衆のための運動を始めたのは注目される。

始まったカウディーリョ政治

独立した後イスパノアメリカは、植民地の統治機構がなくなり、一種の無政府状態ともいえるほど不安定な情勢になった。君主制か共和制か、連邦主義か中央集権の州県主義か、保守主義か自由主義かでなかなか国論がまとまらなかった。国の統一を保つ必要があるのに、各国とも地域主義、党派間の争いが激しいという事情もあった。その中でイスパノアメリカが出した答えは、建前は啓蒙主義の精神とアメリカ合衆国に範をとった政治、法治の体制としながらも、力のある者が国民の名において統治する権威主義的な“カウディーリョ政治”であった。それが最もイスパノアメリカらしい現実的な答えであった。形の上では三権分立と

か立憲主義による統治であっても、実質的な人民主権、代表制の精神に沿った政治ではなく、民衆は依然支配されるだけであった。それは、市民が独立運動に主体的に参加しなかったこともあろうし、植民地時代からの根強い保守の政治、封建的な経済体制、独立後社会の中核を担うことになるべきブルジョワジーの不在、ラテンアメリカ人特有のペルソナリスモの気風、法は「服すれども、守らず」の伝統などに原因がある。啓蒙主義の強い影響を受け、自由主義者であるシモン・ボリーバルさえも、独立後のラテンアメリカ社会の実情を見て、完全な代議制度・人民選挙によるデモクラシーは「我々の性格や習慣、現在の知的水準にふさわしいものではない」、政治制度はラテンアメリカ「社会の性格や特性に適し」ていることが重要であると述べ(サルセド=バスタルド p.126)、妥協せざるを得なかった。

植民地時代末期にかけてイギリスの脅威と本国の財政難からイスパノアメリカではクリオーリョの軍人の割合が増え(1770 年 39.7%⇒1800 年 60%)、また独立戦争を戦う中で軍人が政治的影響力を強めたことから、初期のカウディーリョには軍人が多かった(注)。植民地には産業がなかったこともあり、国の支配権は最も手っ取り早い“金のなる木”であった。カウディーリョは、国政を握る手段として、地方で力を蓄えた後、首都を押さえ、大統領になるのが常套手段であった。勢い国全体の政治は地方主義で中央集権的というよりも、分権的となった。カウディーリョは政権を握ると、憲法に従って選挙を行い正統な大統領になることで形を整えるが、実態は代表制、三権分立と立憲主義をないがしろにし、恣意的な政治を行ない、長期支配をめざした。カウディーリョには、自分の政敵が自分の意に簡単に従うとは思えなかった。政敵もまた一度手にした者が権力を容易に手放すとは思わなかった。というのも、憲法は三権分立や選挙による政権の移譲を規定していたものの、選挙は権力者の思うままにどうにでもなったからである。そこで反対勢力は、時には力づくで、または政権側の一部や軍部を抱き込むことによって政権を奪うことになる。政府側が充分力を持っていない場合にはクーデタになったり、内乱に発展したりした(Safford pp.349-350)。その意味でイスパノアメリカは独立しても自由、三権分立、立憲主義を厳格に運用するアメリカ合衆国のような政治システムにはならなかった。こうした伝統もあり、選挙の信頼性が保たれている日本では信じられないことであるが、各党、国際機関の立会人の下で行われる選挙であっても、国によっては負けた側から投票結果に疑義が呈されて、もめる事例が今でも珍しくない。

（注） メキシコの初代大統領であったフェリックス・フェルナンデス(通称、グアダルペ・ビクトリア、治 1824-29)、ビセンテ・ゲレーロ(治 1829)、ニコラス・ブラボ(治 1839-46 に数回)等はモレロスとともに独立戦争を戦った闘志である。コロンビアの大統領になったフランシスコ・デ・パウラ・サンタンデールはシモン・ボリーバル大統領と組んで副大統領になり、シモン・ボリーバルが遠征で忙しい間コロンビアの政治を任せられ、その後大統領(治 1832-37)になった。シモン・ボリーバルが最も信頼を寄せたアントニオ・ホセ・デ・スクレ将軍は初代ボリビア大統領(治 1825-28)になったし、チリの大統領にまでなったベルナルド・オ’ヒギンズ(治 1817-23)はサン・マルティン将軍と一緒に祖国を解放した。ボリビア大統領でペルーと連合したアンドレス・デ・サンタ・アナ(治 1929-39)は独立戦争の将軍である。

変わらなかった封建的な経済社会体制

シモン・ボリーバルは、独立運動を達成する中で「奴隷制農業を賃金農業の貨幣農業に変え、国家財産の公平な分配のために尽力するとともに、労働者に対する土地分配を通じて経済的な独立を図」り、「鉱物資源の国有化を進め」ようとしたが(サルセド=バスタルド p.253)、こうした彼の努力は、カウディーリョや寡頭支配層によって後退させられることになる。その結果 1830 年になっても、経済的不平等と大衆の貧困の問題はほとんど変わることなく続き、政治の頂点に立つ者が変わったぐらいのもので、彼が施行しようとした分配のための土地収用法も廃止され、農民は大土地所有者から解放されず、貧富の格差は縮小しなかった。こうして植民地主義時代からの経済社会構造は継続することになる(サルセド=バスタルド p.306)。この寡頭支配体制は、「ブエノス・アイレス、リマ、ボゴタ、メキシコにおいても同様であった。」(サルセド=バスタルド p.336)。大土地所有制は植民地時代の「エンコミエンダ」(注)に端を発するが、アルゼンチンでは、19 世紀前半の「ロサス時代」に農地、牧畜に適した広大な土地が払い下げられ、大土地所有制は一層進んだ。ちなみに、ラテンアメリカで本格的に土地集中が進むのは、19 世紀中頃から大規模な耕地を利用して農牧産物を大量に生産輸出する企業体の大農園アシエンダ体制になってからである。シモン・ボリーバルも努力した奴隷の解放は、イスパノアメリカでは奴隷制が非生産的な経済制度であると認識されて 19 世紀半ばに農奴(ペオン)、小作農方式ができるまで実現しなかった。また独立後新政府は財政的に困ってイギリスなどから借款を導入し対外依存が強まった。就中、貿易の自由化政策をとったことにより、通商と投資面で外国資本が増大し、19 世紀後半、寡頭支配層が生まれる下地となる。

(注) 「エンコミエンダ」とは、もともと封建君主の賦役貢納権を私人に対して委託する制度である。

おわりに

この論稿を締めくくるにあたり、「はじめに」で言及したイスパノアメリカの独立が「環大西洋革命」の一環であり、啓蒙思想の影響を受け、ナショナリズムを背景とした革命であったとの一般的な解釈について考えてみたい。なお、既に“アメリカ人”としての意識が芽生えていたものの、政治的ナショナリズムが生まれるのは独立後のことであったのは先に述べたとおりである。

独立は啓蒙思想に起因するか

まず独立は啓蒙主義が起因であったのかという問題について考えてみたい。啓蒙思想が独立運動を引き起こしたという説はあるが、それは必ずしも正鵠を得ていない。というのも、各地で出された独立宣言を読むと、アメリカ合衆国の「独立宣言」と異なり、啓蒙思想の理念を謳っていない。そこには、植民地人が独立に立ちあがる理由として、国王が不在になった時に統治権は人民に返されるというスペインの伝統的な考え方や、「摂政政府」が植民地の人民を代表していないので、植民地としても本国人と同様に政府を樹立し独立する権利があると述べているだけである。まだこの時点では、独立運動を始めた指導層の間に啓蒙思

想が必ずしも浸透していなかったからであろう。啓蒙思想の理念が形となって姿を現らわすのは新しい憲法を制定した時点からである。この時イスパノアメリカ人は“新しい革袋には新しい酒を盛る”(注)こととした。そして憲法の中でフランスの啓蒙主義者たちが提唱した人民主権と自由、平等、財産権、共和政、三権分立、民主主義政治を高らかに謳いあげたのである。

（注） この言葉の出展である『新約聖書』マタイ伝では、“新しき葡萄酒は新しき革袋に入れ”る、になっている。ここで新しき葡萄酒はユダヤ教に代わるキリスト教の教えをさす。

独立は「環大西洋革命」の一環か

次にイスパノアメリカの独立は「環大西洋革命」の一環であったのかの問題について考えてみる。確かにこの独立は、アメリカ合衆国の独立革命やフランス革命という二つの革命と同様に、絶対王政または宗主国の専制政治に対する革命・独立という点において、形の上では似ているように思われる。だが、問題はその中味であろう。革命であるからには、啓蒙思想を灯火として、誰が革命の主体で、その後の政治経済社会にどのような改革をもたらしたかも見てみる必要がある。

フランス革命の場合、革命は王権に対する貴族の反抗に始まって、ブルジョワジー、都市の民衆、農民という第三身分の平民が、自らの利害で革命に参加するという道筋を辿った。彼らはアンシャン・レジーム下にある第一身分(聖職者)・第二身分(貴族)の特権階級を倒して政治に参加するようになった。なかでもブルジョワジーが革命の主体で、絶対王政・貴族階級を打倒して、自らの政治支配を確立するという「フランス革命=ブルジョワ革命説」が日本では有力である(服部/谷川 pp.49-51)。そして絶対王政が解体されることにより、市民的平等と国民代表制とにもとづく近代的統一国家樹立の道が開かれた。私的所有権の絶対性と経済活動の自由が確立され、革命後のフランスは、ナポレオンの時代を通じて「資本主義の全面的展開のための法的・前提条件をつくりだした」(服部/谷川 pp.70-73)。

他方、アメリカ合衆国の独立の場合はどうか。イギリスが「七年戦争」後植民地に新税を課したことに対し、人々が「代表なくして課税なし」を合言葉に立ち上がった。ここでは 17 世紀にイギリスが植民地を建設した時、国王は特定の貴族や企業家に特許状を与えただけで、植民地建設は政府の事業として行われなかった(有賀 p.110)。このことから人々は内政面で「イギリス臣民の自由」、自治、代表制議会(代議会)を享受し、早くから民主的な性格があった。18 世紀の急速な経済発展によって中流的有権者層が育ち、彼らは地方自治体の指導層になった。トーマス・ジェファソン(1743-1826)ら独立の指導者は、啓蒙思想を取り込んだ「独立宣言」を出し(名古 pp.50 および 59-60)、東部の 13 植民地が独立を達成した。アメリカ合衆国の場合、もともとアンシャン・レジーム的体制が欠けていたことから、フランス革命と比べると、社会革命としての要素は乏しかった(有賀 pp.130-131)。国家の基本的枠組みと原理を決める「アメリカ合衆国憲法」は、連邦制の共和国、人民主権、立憲主義、三権分立、二院制、民主政治、私権の尊重、(修正条項の中で)市民の自由を尊重する権利の章典を謳い、後のアメリカン・デモクラシーと経済発展の基礎を築いた。

これに対しイスパノアメリカの独立の場合はどうであったのか。フランスの第一・第二身分に相当する支配階級の地位にあったのがペニンスラールであるが、独立によって彼らは追い出され、その後は植民地体制下で準支配階層にあったクリオーリョ、就中カウディーリョが政治の舞台に座った。中産階級や産業の発展を担うブルジョワジーは育っておらず、独立運動の主役ではなかった。国民の太宗を占めるメスティソ、先住民、有色人種、奴隷は、独立闘争に参加しても将棋の“歩”的存在で、うまく使われただけで、独立後に地位が上ることも、豊かになることもなかった。憲法をつくっても法が尊重される民主主義、立憲主義国家、公正な社会にならなかった。なぜかと言えば、イスパノアメリカ社会は植民地時代から封建主義が根強かった上に、独立を主導したクリオーリョ層が、先住民、有色人種、奴隷の能力に信頼をおいておらず(歴史学研究会 p.208)、彼らのために改革を進める気がなかったからである。長く封建体制下で生きてきた先住民も教育を受ける機会がなかったので、自らの権利を主張する智慧と財力を持ち合わせていなかった。江戸時代に私塾を含め高等教育機関の藩校が約 1600 余、江戸市中に寺子屋が 1300、全国で 1 万校を超えていた同時代の日本とは事情が違う。独立は、旧社会のエリート層内部の権力闘争という政治的な出来事であったといってもよい(ギブソン p.226)。

その結果、イスパノアメリカでは民主化、政治のキリスト教からの独立と信仰の自由(脱カトリック教化)、農民と奴隷解放、農地改革、貧富の格差の是正、国内産業の育成、科学や技術の普及、社会意識の近代化などの達成にはその後も長い時間を要した。独立は、直ちに先住民など「人びとの心性を規定してきた伝統的モラルを解体し、新しい生活スタイルを創出しようとする『習俗の革命』」(服部/谷川 p.83)をもたらさすものではなかった。つまり独立後も実質的に啓蒙思想が告発した旧体制の「問題圏のうちにある」(西嶋 p.206)状況が続き、啓蒙思想の実現は道半ばであったということである。3 世紀にわたるスペインの植民地支配の負の遺産はそれ程大きかった。

孤高の「解放者」シモン・ボリーバルは、1830 年 12 月カリブ海のサンタ・マルタのサン・ペドロ・アレハンドリーノ農園で客死したが、死を間近にして、カウディーリョや伝統的支配層の抵抗により彼の望んだラテンアメリカの統合と経済社会改革の夢が挫折したと考え、自分がしたのは「海を鋤で耕」やすようなものであった(サルセド=バスタルド p.115)と吐露した。

参考文献

アスティゲタ、ベルナルド「ラテンアメリカの独立へ」 『上智大学外国語学部紀要』 No. 34、No.35(1999、2000) pp.62-83、pp.55-81。
有賀貞著(1987)『アメリカ史概論』、東京大学出版会。
ウレーニャ、ペドロ・エンリーケス(加藤正泰訳)(1959)『ラテンアメリカ文化史』、関書院。
ギブソン、チャールズ(染田秀藤訳)(1981)『イスパノアメリカ―植民地時代―』、平凡社。
神代修(2001)『シモン・ボリーバル』、行路社。

クランストン、モーリス(富沢克・山本周次訳)(1989)『啓蒙の政治哲学者たち』、昭和堂。
小路田泰直(2005)「天皇主権の確立」歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座 第8巻 近代の成立』、東京大学出版会。
斎藤眞・五十嵐武士訳(1978)『アメリカ古典文庫 16―アメリカ革命―』、研究社。
染田秀藤・篠原愛人監修(ラテンアメリカ史研究会訳)(2005)『ラテンアメリカの歴史』、世界思想史。
サラス、ピコーン M.(G. アンドラーデ/杉江四郎訳)(1973)『イスパノアメリカ文化史』、河出書房新社。
サルセド=バスタルド、ホセ・ルイス(水野一監訳)(1986)『シモン・ボリーバル　ラテンアメリカ解放者の人と思想』、春秋社。
名古忠行(1992)『アメリカン・コモンウェルス』、法律文化社。
中川和彦/矢谷通朗編(1988)『ラテンアメリカ諸国の法制度』、アジア経済研究所。
中川和彦(2000)「ラテンアメリカの独立の動きと先駆的憲法」『成城法学』 No.61、pp.67-94。
西嶋幸右(1980)『専制君主と啓蒙思想家』、教育社。
服部春彦/谷川稔編著(1993)『フランス近代史―ブルボン王朝から第五共和政へ―』、ミネルヴァ書房。
フンボルト、アレクサンダー・フォン(大野英二郎・荒木善太訳)(2003)『新大陸赤道地方紀行 下』、岩波書店。
歴史学研究会編(2008)『世界史資料 7―南北アメリカ　先住民の世界から一九世紀まで』、岩波書店。
渡邉利夫(2021)『国際政治のなかの中南米史』、彩流社。
Avila, Alfredo・Dym, Jordana・Pani, Erika (2013) *Las Declaraciones de Independencia*. El Colegio de México.
Lynch, John (1985) "The Origins of Spanish American Independence," in *The Cambridge History of Latin America III*. Edited by Bethell, Leslie. Cambridge: Cambridge University Press.
Davis, Harold Eugene (1972) *Latin American Thought*. Louisiana State University Press.
Fitzgibbon, Russell H. (1951) "The Evolution of Constitutional Development in Latin America : A Synthesis." Edited by Christensen Asher N. *Latin American Government*. New York: Henry Holt and Company.
Rodríguez O., Jaime E. Trad. by Abelardo Camacho, Miguel. (1996) *La independencia de la América Española*. El Colegio de México, Fondo de Cultura Económica.
Safford, Frank (1985) "Politics, Ideology and Society in Post-Independence Spanish America," in *The Cambridge History of Latin America III*. Edited by Bethell, Leslie. Cambridge: Cambridge University Press.